

高知県の屋外広告物

美しい『まちなみ』のために屋外広告物のルールを守りましょう。
高知県屋外広告物条例が改正され、令和2年4月1日から
許可広告物の点検が義務となります。



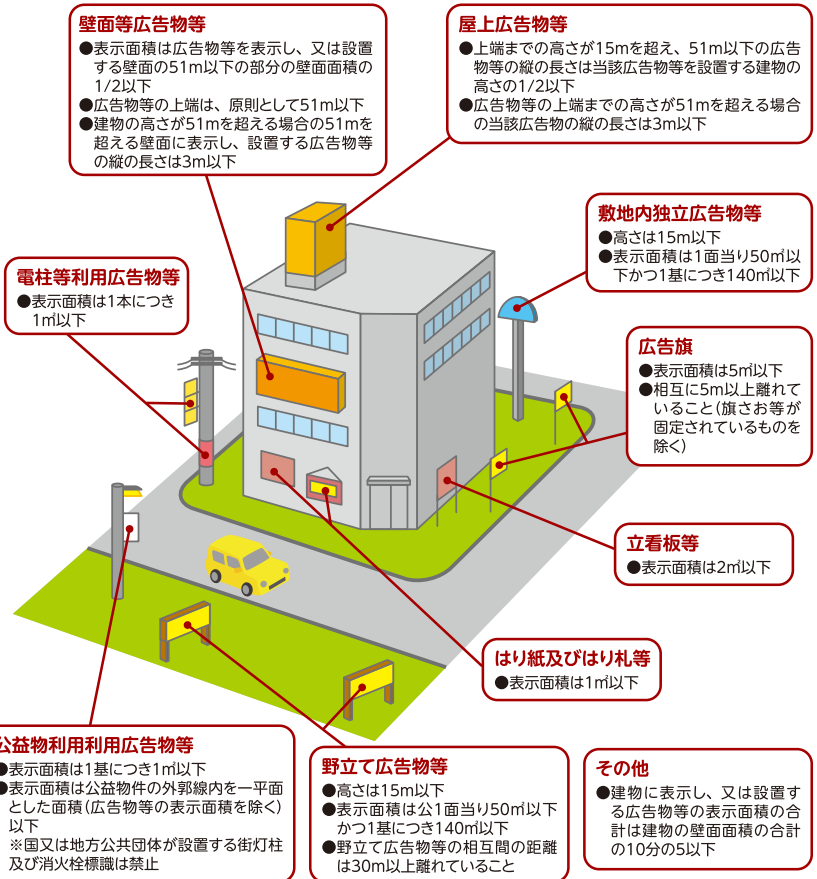
■屋外広告物とは？

『常時又は一定の期間継続して』『屋外で』『公衆に表示されるもの』で、『はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物等に掲出又は表示されたもの並びにこれらに類するもの』です。

営利を目的としないものも含まれ、行事・催し物の案内看板等も含まれます。

■屋外広告物は県の条例で大きく4つの規制があります。

- 禁止地域等
(高速道路両側100m等)
- 禁止物件
(橋、トンネル、信号機等)
- 許可地域
(都市計画区域、道路区域及び両側100m等)
- 禁止広告物
(交通の安全を阻害するおそれのあるもの等)



屋外広告物(看板)は雨風にさらされ、老朽化していきます。

外見からでは分からなくても、「腐食」「ゆるみ」「亀裂」等が発生している場合があります。そのまま放置しておくと、看板が落ちたり倒れたりするような「事故」につながり、通行者などを危険にさらしてしまうおそれがあります。

『良好な景観の形成』『風致の維持』『危害の防止』のために屋外広告物については、必要なルール(条例)を定めており、設置の際には原則許可が必要となっています。

※個人の所有する土地・建物に設置された広告物も対象です。
詳しくは最寄りの土木事務所へご相談をお願いします。



高知県屋外広告物条例が改正され 令和2年4月1日 から

■許可広告物の点検が義務となります。

■規模によって有資格者点検が必要となります。

許可更新の申請の際、当該許可に係る広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化、損傷その他の異常の有無を点検する必要があります。

(1)点検が不要の広告物(簡易な広告物又は掲出物件)

はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕等、アドバルーン、電柱等利用広告物等(電柱等の表面を直接塗装したもの又は電柱等の表面に接して巻き付けたものに限る。)又は壁面等広告物等(壁面等の表面を直接塗装したものその他これに類するものに限る。)

(2)有資格者点検が必要な規模

広告物又は掲出物件の上端から地盤面までの高さが4mを超えるもの

(3)有資格者の規定

- ① 屋外広告士
- ② 屋外広告物講習会受講済み等の建築士
- ③ 広告物又は掲出物件の点検技能講習修了者

屋外広告物には『管理義務』があります。

広告物表示者等は、当該広告物又は掲出物件に関し補修、その他必要な管理を怠らないようにし、常に良好な状態に保持しなければなりません。

管理者を置く必要があり、自家用広告物以外で表示面積が30㎡を超える広告物は、県内在住の有資格者(上記①②)とする必要があります。

屋外広告物には『除却義務』があります。

許可の期間を経過したときや、許可を取り消されたとき、表示・設置する必要がなくなったときは、20日以内に当該広告物等を除却しなければなりません。

そのほか、条例の内容に違反していれば、措置命令や罰則の対象となります。

■屋外広告物制度・業登録に関するお問い合わせ

高知県土木部都市計画課 〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 TEL:088-823-9846 / FAX:088-823-9349

■屋外広告物許可申請に関するお問い合わせ

高知県内土木事務所(安芸土木・中央西土木・中央東土木・須崎土木・幡多土木)

※高知市は高知市条例が別途ありますので、高知市都市計画課へ確認をお願いします。

高知県庁ホームページ「屋外広告物について」 <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171701/okugai.html>

